

宮城野区選出

ふれあい通信 春号

仙台市議会議員

松本よしお由男

市政報告

ありがとう“平成” ⇒ こんにちは“令和”!



◎発行人/松本由男(仙台市宮城野区)

〒983-0036 仙台市宮城野区苦竹1丁目8-13(事務所)

Tel.022-355-8644 Fax.022-355-8645

TOPICS トピックス

1 災害救助法が改正されました。

指定都市(手上げ方式)は、仮設住宅等の設置について、道府県との連携のもと、主導的に対応できるようになりました。本市として数年来の国への要望が叶いました。

2 仙台市立の学校の普通教室等へのエアコンが整備されていきます。

昨年8月の我が会派自由民主党と安倍首相との政策懇談会等における要望を通じ、全国へのエアコン設置方針が決まりました。今後もスピード感をもって設置を進めます。

3 仙台市自転車の安全利用に関する条例が施行されました。

当該条例は、本年1月1日施行され、自転車の安全利用に関する施策を総合的に推進し、市民等の交通安全の確保に資することを目的としています。なお、4月1日からは自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられます。

4 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例が一部を除き制定されました。

本市では、市内中心部で風俗営業や居酒屋等の客引き行為等が多数見られ、飲食、観光や通勤通学などで多くの方々が行き交う路上において、通行の妨げや不快な声掛けなどの問題が生じていることから、本条例を新たに制定しました。注意しなければならないことは、学生等アルバイトが条例違反行為であることを知らずに客引き等行為をすることです。罰則等もあります。

5 空き家対策が進んでいます。

本市は、空き家等対策推進に関する特措法及び本市同条例に基づき改善の指導を行っているところです。平成29年度における該当する空き家459件中203件が改善されました。なお、行政代執行は1件です。

活動報告 本職の強みとする「総合的な危機管理」の視点及び市民目線の施策提言型により、市長等に質問を投げかけ、前向きな答弁を得ました

議会での一般質問等【第4定例会：12月】

1 地域公共交通と都市づくり

Q1 公共交通の現状と課題、主な取り組みについて伺う。

A1 (都市整備局長) 公共交通は、市民の暮らしや地域経済を支える重要な交通インフラであり、本市では十文字型の都市軸の骨格となる地下鉄の整備をはじめ、鉄道に路線バスが結節する利便性の高い交通体系の構築を進めてきた。このような取り組みや沿線人口の増加の影響もあり、鉄道は、利用者が増加傾向にある一方で、路線バスは、利用者が長期的に減少傾向にあり、今後、少

子高齢化の進展による通勤・通学利用の減少等により、さらに厳しい経営環境になることが想定される。こうした状況から、本市が目指す機能集約型都市づくりのもと、地下鉄と路線バスのさらなる利用促進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた地域交通の確保などを進めることにより、持続可能な交通体系の実現に向けた取り組みを推進することが重要であると認識している。

Q2 「のりあいつばめ」試験運行の評価と今後の取り組みについて伺う。

A2 (同) 燕沢地区の地域交通としてスタートした「のりあいつばめ」は、平成30年10月22日から4週間の試験運行を実施した結果、収支率が24.8%となり、収支率20%以上としていた目標が達成された。今後、平成31年春頃からの2回目の試験運行に向け、近隣の

商業施設敷地内などへの停留所の増設やルートの変更など、より地域のニーズにあった運行計画とすべく見直しを行うこととしている。今後の地域交通に対する取り組みとしては、引き続き燕沢地区での支援に努めるとともに、移動に関して課題を抱える他の地域においても、それぞれの地域の実情に応じた課題解決の方策を見出していく必要があるものと考えている。その検討を進めるにあたっては、地域、バス事業者、行政などの適切な役割分担のもと、これらの主体の協働による取り組みとして進めることが重要と考えており、それぞれの地域における移動手段の確保に向け、地域の皆様と話し合いをしながら取り組みを進めていく所存である。

2 学校のエアコン設置に係る環境負荷の低減

Q1 公共施設のランニングコストの縮減をすべきと考えるが伺う。

A1 (教育長)平成27年に制定された建築物省エネ法においては、窓サッシなどの部分的な性能ではなく、建物全体の断熱性能として定める基準に適合することが求められている。そのため、例示のあった学校施設などの開口部に1枚ガラスのサッシを用いた建築物であっても、当該基準に適合するように設計しているところである。また、本市が平成26年に定めた、市有建築物低炭素化整備指針に基づき、それぞれの施設に求められる要求性能に応じて、ランニングコストの低減に向けた取り組みを行っている。更なるランニングコストの縮減に向け、先進的・先導的な技術の採用についても、施設の用途や規模及びライフサイクルコストなどを勘案しながら取り組んでいく。

Q2 学校への空調設備設置に当たっては、建物の断熱性や気密性を持たせるべきではないか伺う。

A2 (教育長)建物の断熱性を高めることは、空調設備を運転した際のランニングコストの削減に資するものと認識している。一方で、断熱性を高めるための工事には、期間や費用も必要となることから、即時の対応は困難であり、今後の学校の施設整備にあたっては、断熱性などの視点も踏まえ、検討していく。

Q3 エアコン設置に関する環境負荷の低減の取組みの方向性について伺う。

A3 (環境局長)環境負荷の低減に係る空調設備設置にあたっては、二酸化炭素の排出削減のために校舎の規模等に適した能力で、環境負荷の少ない機器を選定することや、設置後の無駄のない適切な運用が重要と考えている。今後は、これらを念頭に工事発注の準備を進めるとともに、実際の空調設備の運用にあたっては、各学校において適正な室温設定や運転時間等の管理を行い、環境負荷の低減に努めていく。

3 水道事業について

Q1 本市水道事業におけるこれまでの施策と今後の課題への取組みについて伺う。

A1 (水道事業管理者)これまで、経営改善の面では、修繕受付センターや料金収納業務の委託等、民間のノウハウやマンパワーの活用による経営の効率化を図ってきた。施設面では、将来の水需要の減少や効率的な水運用を考慮した水道施設の統廃合、長寿命化や強靱化を目指す水道施設の更新・耐震化推進などを行ってきた。人材・組織面では、配管技術などの体験型の職員研修や実践的な災害対応訓練の実施などにより、人材育成や技術の維持継承に組織的かつ計画的に取り組んできた。今後は、更に限られた資源の中で、いかにバランス良く課題に対処していくかという視点が重要となり、生産性や投資効率の向上に資する新たな手法を多面的に検討することが求められる。このため、現在策定中の次期水道事業基本計画において、アセットマネジメントの向上による長期整備計画の策定と、適切な資産管理の推進、市民の料金負担と施設・管路のリスク影響度のバランスの検討、事業の担い手を確保するための様々な民間活力の活用などを考慮する予定であり、外部の有識者の方々のご意見も伺いながら、様々な方策を総合的に検討していく。

Q2 危機管理の観点からの水道事業の方向性について伺う。

A2 (同)仙台市民の生活や産業活動に不可欠な社会インフラである



水道事業には、供給の停止あるいは水質異常などを生じさせないこと、これが強く求められるために、自然災害や、事故、テロ対策などを含めた総合的な危機管理対策が必要なのは当然のことと認識をしている。これまでも本市と県との双方で、地震や大雨等の自然災害への備えを中心に、管路の耐震性の向上などの施設整備のほか、非常時における協定の締結や情報伝達訓練の定期的な実施などを行い、危機対応力の強化を図ってきたところである。今後は、今般の水道法の改正によって、広域連携が推進されることを契機として、テロ対策を含めた危機管理能力の向上のために、宮城県や受水市町等との更なる連携強化を図って、持続可能で安全安心な水道事業の運営確保に努めていきます。

4 市役所・区役所行政のあり方について

Q1 現総合計画における、市民協働や市役所の自己変革などに関する評価・総括を伺う。

A1 (市長)多様な市民の皆様方の知恵や行動力を結集した、協働によるまちづくりの強化、地域特性に応じた地域政策の展開、並びに効率的な行政運営の徹底などを経営方針として位置付け、各般の取り組みをこの間推進してきた。市政運営の柱である市民協働については、特に東日本大震災からの復旧・復興において、町内会あるいはNPO、大学、企業など多様な主体の皆さんたちの取り組みが大きな原動力になったと認識をしている。加えて、地域づくりの要である区役所では、ふるさと底力向上プロジェクトをはじめとして、個別の課題に向き合っ、地域の創意を引き出しながら、解決に向けた支援を行うなどの取り組みを重ねている。行政運営においては、事務事業の見直しを進めながら、収納率の向上等による歳入の確保や、公共施設を将来に亘って持続的に提供していく取り組みを行うとともに、コンプライアンスの推進等による組織風土の改革を図ってきたところである。引き続き、きめ細かな地域づくりに取り組むとともに、持続的なサービス提供の基盤となる市役所経営のあり方について、検討を深めてまいりたい。

Q2 平成28年の自治法改正により可能となった、総合区制(区長の議会同意人事等)を取り入れるべきではないか伺う。

A2 (同)この制度は、区の役割を拡充し、身近な行政サービスの充実を図ることが目的であると認識している。この間、本市においては、大区役所制の考えのもとで、区役所が身近な行政サービスの拠点として地域課題の解決に取り組んでいくために、区長裁量の予算の創設など区長権限の強化を図るとともに、市民センターの移管などの組織体制の整備を行ってきたところである。今後、少子高齢化が一層進展する中であって、区における地域課題は、ますます多様化し、複雑化していくものと考えている。また一方で、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応していくためには、全市的に取り組むべき課題、施策というのがあると認識している。このような考えのもと、区役所のあり方については、本庁との機能分担を踏まえつつ、区長の権限の範囲、また地域特性を生かした区政運営など、多様な観点で検討を行っていききたい。

議会での一般質問等【第1定例会:2月】

1 国民保護共同実働訓練

Q1 冬季の訓練計画を企画したが、1月29日は降雪が無いにも関わらず訓練を中止した経緯について、市民の生命を預かる立場に

ある市長の判断について伺う。

A1 (市長) 今般の実動訓練は、本年度当初から関係機関と協議をしながら準備を進めてきた。訓練の実施の可否については、共催者である消防庁、県及び地元市町村が協議の上、決定することになっているが、当日の朝、県から降雪や積雪などの悪天候のため利府会場での訓練を中止すると報告を受け、本市としても仙台会場での実施について検討した。その結果、本市内でも積雪があり、さらに暴風警報が発令中であったことから、ボランティアとして訓練に参加する皆様方の安全確保に懸念があり、また、国民保護訓練として一元的な訓練が必要であることなどから、本市初めの実動訓練であったが、消防庁及び県と協議の上、中止すべきと判断をした。

Q2 本市独自で輕易に指揮機能等訓練を実施すべきではないか伺う。

A2 (危機管理監) 来年の東京オリンピックでは、利府町のスタジアムを会場にサッカーの試合が開催されることが決まっており、本市にも交通の結節点として国内外から大勢の皆様方が訪れることが想定されていることから、不測の事態に備えて、本市はもとより、関係機関の対処能力を高めていくための連携訓練を実施していくことは必要であると認識している。今後の訓練については、現在、国民保護の主体となる国、県と協議中ですが、今回中止となった実動訓練に関して、これまで関係機関と積み上げてきた準備が生かせるよう、本市独自で行うことも含めて、検討していく所存である。

2 統計業務の現状と活用について**Q1 毎月勤労統計データの本市に与える影響はあるのではないかと伺う。**

A1 (市民局長) 過去の雇用者報酬等が見直されるため、本市の経済統計である市民経済計算に影響が生じることとなるほか、市職員を対象とした育児休業手当金や介護休業手当金などの給付にも影響を与える可能性がある。厚生労働省における最終的な調査結果を踏まえ、制度を所管する省庁等において影響を精査することとなっていることから、本市としても、今後示される具体的な対応方針に基づき、適切に対処する。

Q2 縦割りで行っている統計業務を全庁一元的に実施すべきではないか伺う。

A2 (同) 来年度から、統計調査のさらなる活用促進を図るため、庁内で情報の集約と共有化を進める予定としている。統計調査は、意思決定や企画立案における基礎的なデータを収集する手段として、大変重要である。今後、改めて庁内における実態を把握したうえで、さらなる信頼性の確保に努めていきます。

Q3 新総合計画策定にあたっては、統計データを有効に活用すべきと考えるが伺う。

A3 (総務局長) 変化の激しい社会経済情勢の中、総合計画の策定に当たっては、本市の現状や課題、今後の趨勢などを的確に見据えることが求められる。そのため、新総合計画審議会においては、本市や国等の調査統計に基づく人口、財政、産業、福祉など様々なデータも検討のための資料とし、議論を重ねているところである。今後とも、各種政策の前提となります現状把握等に向け、統計データなどの積極的な活用を努めていきます。

3 森林・林業政策について**Q1 新年度から施行される森林経営管理法における国、県との役割分担について伺う。**

A1 (経済局長) この法律により、私有林の経営について、市町村が意欲と能力のある林業経営者に森林の経営を委ね、または自らが森林管理を行うこととされる等、市町村の役割が強化されたところである。こうした市町村の取り組みに対し、国は、財政的な支援のほか、新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、国有林事業を通じて、把握している林業経営者の情報の自治体への提供などを行うこととなっている。また、県は、森林の経営管理を希望する林業経営者を募集・公表するほか、森林が隣接している自治体との間の事業展開等について、調整を図る役割を担っており、今後とも国や県と連携し、本市の森林整備を進めて参ります。

Q2 本市に配分される森林環境譲与税(約5,000万円)の使い道について伺う。

A2 (同) 新年度から譲与税が配分されるが、まず、森林所有者や境界など林地台帳の精度向上を図るとともに、経営管理の集積・集約化に向けた森林を抽出し、意向調査するほか、林道等の基盤整備に取り組んでまいります。森林環境譲与税は段階的に増額される予定であり、これらの取り組みに加え、経営管理を集積する森林の範囲を拡大するとともに、林業の担い手育成や木材利用の促進などの事業にも活用してまいります。

Q3 膨大な業務量となる新たな林地台帳の整備業務等への対応について伺う。

A3 (同) 昨年10月に県より林地台帳の原案が示されたところであるが、相続等で森林の所有者が不明であるなど、林地台帳そのものの精度向上が必要となっている。台帳の整備や森林経営管理法に基づく事務の執行に当たっては、職員への研修をしっかりと行うなどにより対応するが、所有者の特定や土地境界の確定など専門的な知識が必要なものについては、行政書士会などの専門家を有する関係団体とも連携し、協力を得ながら取り組んでまいります。

4 福田町駅のバリアフリー化について**Q1 最良の案は仙台方向への約100m移設と考えるが、バリアフリー化の手法について伺う。**

A1 (都市整備局長) 福田町駅は、ホームが狭くエレベーターの設置が難しいことや、駅が曲線区間に位置している状況などから、現在の位置では難易度が非常に高いと認識している。このことから、J R東日本との間で、これまでの検討に加え、現在の福田町駅から近傍への駅移設を伴うバリアフリー化の調査・検討に着手することについて合意し、確認書を取り交わしたところである。その中で、駅の整備については、今後、J R東日本が本市と協議しながら、利用者の利便性や事業費などを勘案し、最適な位置となるよう検討することとしている。

Q2 駅の移設に伴う周辺交通環境の整備について伺う。

A2 (同) 駅周辺の交通施設については、移設する駅の位置や周辺の状況によって異なるものと考えているが、駅へのアクセス道路や、自家用車やタクシーの乗降場、自転車等の利用者のための駐輪場などの検討が必要になるものと考えている。今後、移設する駅の位置に合わせ、J R東日本と協議しつつ調査を行い、その具体的な検討段階においては、地域住民の皆様のご意見も伺いながら、誰もが利用しやすい駅となるよう取り組んでまいります。

Q3 福田町駅のバリアフリー化を進めるにあたっては、地元の皆様から理解を得ることが重要と考えるが、そのための取り組みについて伺う。

A3 (同) 現在の福田町駅については、長年にわたり地域の皆様から改善のご要望をいただいているところであり、バリアフリー化を推進していく必要があるものと考えている。今後、J R東日本との役割分担のもと、新たな検討を進めていくが、福田町駅のバリアフリー化を円滑に進めていくためには、地域の皆様からのご理解を得ながら、取り組んでいくことが大変重要であると考えている。本市としては、J R東日本による駅移設の案と合わせた駅周辺施設の整備案を早期に作成し、地域にお住まいの皆様やご利用される方々のご意見も伺いながら、検討を重ね、一日も早い地域の思いが実現できるよう、鋭意取り組んでまいります。



